

## 生物多様性ふくおか戦略（仮称）について

### 《戦略策定にあたって》

#### 1. 戦略策定の趣旨

##### (1) 生物多様性地域戦略策定をめぐる動向

- ・平成4年の国連環境開発会議（地球サミット）で生物多様性条約が採択
- ・我が国でも「生物多様性基本法」施行（平成20年）、「生物多様性国家戦略2010」策定
- ・生物多様性基本法に、都道府県及び市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下、「生物多様性地域戦略」）を策定する努力義務が規定
- ・全国各地で生物多様性地域戦略が策定、あるいは策定中

##### (2) 福岡市における生物多様性の意義

- ・生物多様性の豊かさが福岡市の魅力を支える重要な要素となっている
  - \*コンパクトにまとまった都市機能とその周辺に広がる脊振山地や三郡山地、博多湾やそこにそそぐ河川など、豊かな自然に恵まれた都市
  - \*福岡市に住んでいる人の9割が住みやすいと実感／市政に関する意識調査（平成21年度）  
理由：「安価でおいしい食べ物」「自然環境の豊かさ」

##### (3) 戦略策定のねらい

- ・現在の福岡市の個性・魅力は、その多くが生物多様性から受ける生態系サービスによって支えられてきたものであり、これら生態系サービスの持続的利用を支える生物多様性を維持・向上していくことは、都市の魅力を増進していくことにも繋がっていくものと考えられる。

#### 「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」策定のねらい

将来にわたって継続的に生物多様性の恵みを楽しむための市域ぐるみの行動計画を策定するものであり、もって、福岡市の活力の維持、向上に資するための長期的な成長戦略とするもの

#### 2. 戦略の期間

- ・多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間が必要であると考えられるため、本戦略の目標とする期間は、『50年もしくは100年といった長期スパン』とすることを想定
- ・また、自然環境や社会情勢の変化に対応するために、10年程度を目処として、見直しを行う必要があるものとする。

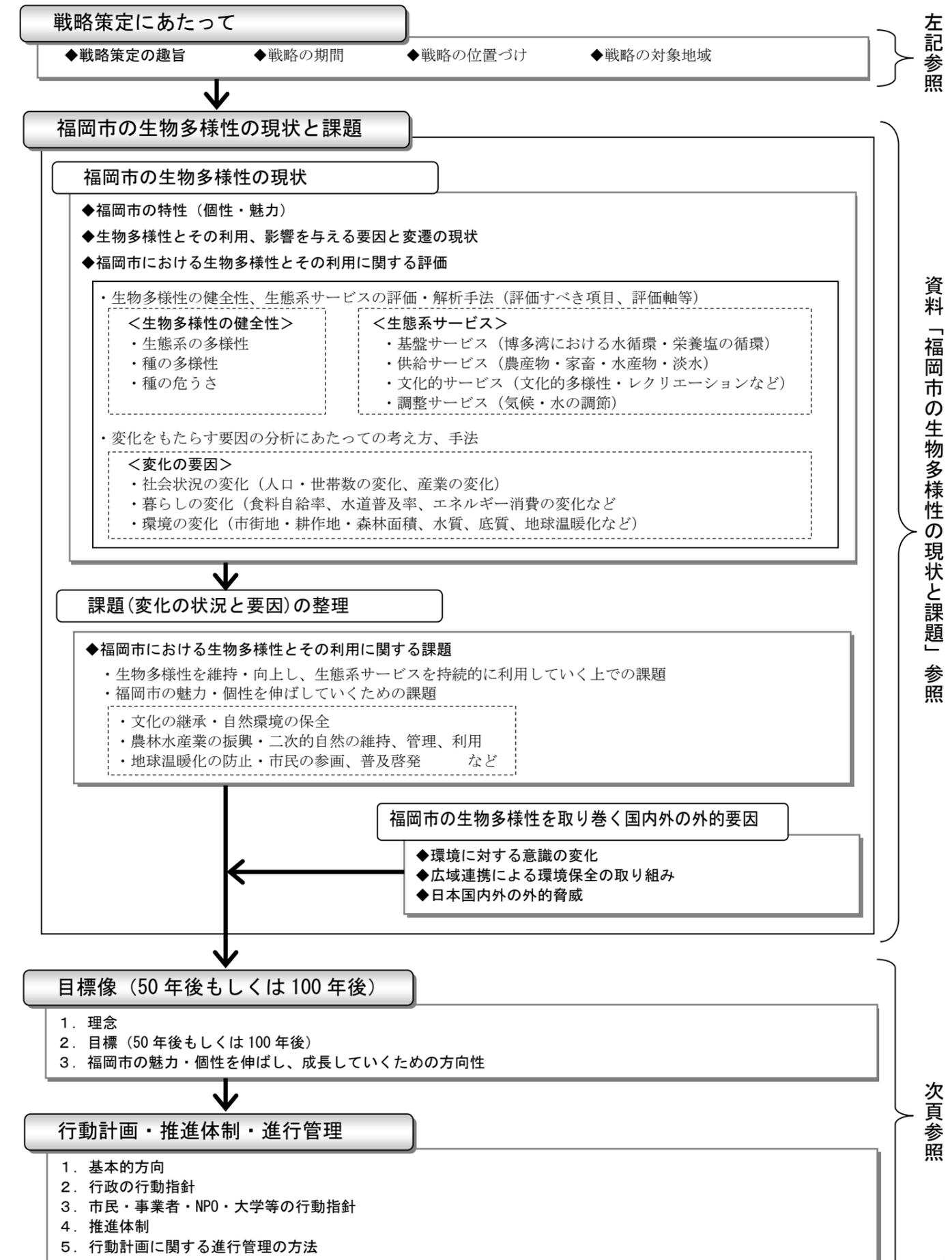
#### 3. 戦略の位置づけ

- ・国の「生物多様性国家戦略2010」を踏まえて策定
- ・「福岡市基本構想」を踏まえ、市の生物多様性の基本的方向性を示し、各関連計画に反映を促すもの

#### 4. 戦略の対象地域

- ・福岡市新・基本計画（平成15年3月策定）の対象とする福岡市全域
- ・必要と考えられる場合は、周辺地域と連携した取り組みを検討

### 《戦略の構成》



《目標像（50年後もしくは100年後）》

1. 理念

「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」の理念を以下のように定めます。

《戦略の理念》

『市民の豊かな生活と、まちの持続的発展を支える生物多様性を、各主体と周辺地域とが連携して活かし、守り、創る福岡市を目指す』

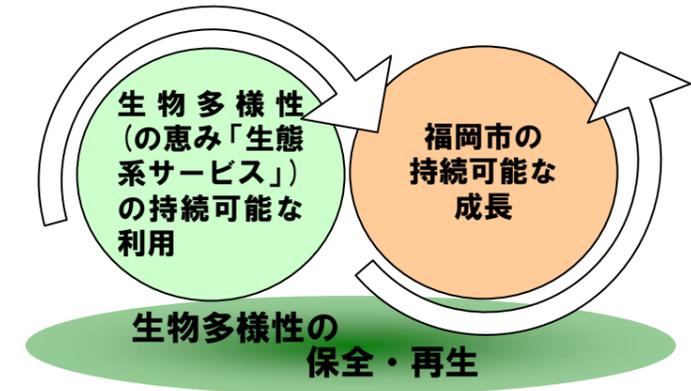
2. 目標（50年後もしくは100年後の将来像）

(1) 全体目標

『生物多様性国家戦略 2010』は、「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考え方に基づいて策定されているとともに、2050年（40年後）を中長期目標と定めていることから、「ふくおか戦略」においても50年後もしくは100年後を見据えた長期的な目標を示すものとする。

《目標（100年後の将来像）》

『すべての市民が生物多様性の保全・再生・創出に取り組み、  
100年後も豊かな生物多様性の恵みを活用しながら成長し続ける福岡市』



(2) 地域別目標

「生物多様性国家戦略 2010」の国土の特性区分、「福岡市環境配慮指針」のゾーン区分を踏まえ、福岡市の地域特性から以下のような区分を設定し、地域特性ごとに目標を示す

地域特性区分	地域特性区分の目標（50年後もしくは100年後の将来像）
山地丘陵部（自然地域）	脊振山地、油山、立花山等のまとまりのある森林が残されている地域。自然度が高く、多くの生物が生息・生育しており、貴重な種が見られるほか、優れた自然景観を有し、市街地近郊の野外レクリエーション地として市民に親しまれている。また、森林が水の流出や土壌の浸食の調節、健全な水循環を支え、安全安心な福岡市の魅力の形成に寄与している。
内陸部（里地里山・田園地域）	住宅地や農地や樹林地等が混在し、公園や寺社境内、水田等には身近な自然が存在する里地里山環境が形成されている。このような里地里山の価値が広く市民に認識され、市民・事業者・NPOなどが主体的・自発的に保全等の取り組みを行っている。また、市民のこころのふるさと（原風景）として、里地里山が再生・創出・活用されている。
内陸部（都市的地域）	丘陵地や段丘崖沿いの緑地、河川等を軸として、都市内で樹林地や水辺地が保全、再生、創出され、風の道の確保、健全な水循環の確保、健全な生態系ネットワークの形成などにより生物多様性の回復が図られている。都市に居住しながらも子どもたちが土の上で遊びながら育ち、緑地等の管理を地域の大人が積極的に行うことで地域コミュニティが強化されている。
沿海部（都市的地域）	港湾施設をはじめ、レクリエーション施設や文化施設など、多様な機能が高度に集積した沿岸地域。大半が埋め立てによる造成地である。臨海都市としての立地を活かし、都市と自然が調和した空間が形成されている。
沿海部（自然的地域）	自然海岸が広がる沿海地域。鳥類の貴重な採餌場所となる干潟や魚類等の生息場となる藻場が広く分布しており、生物が多数生息している。特に鳥類は貴重な種も多く、有数の生息場となっている。また、学術的に価値の高い地形が多く存在するとともに、優れた自然景観が形成されている。
海洋域	韓国や中国、さらには太平洋諸国などの関係国との連携により、鳥類や魚類など長距離の移動・回遊をする生物について生息環境が改善、水産資源などの現存量が科学的・客観的に把握と漁獲量をはじめとする国際法などに則った持続可能な漁業、生態系に影響を与える漂流・漂着ごみや有害物質等の流出による海洋汚染の防止・除去などの取組が進んでいる。
島嶼部	能古島・玄海島・志賀島等には、良好な里地里山環境や岩礁・砂浜など自然海岸が残され、多くの生物が生息・生育しており、貴重な種も見られる。また、能古島や志賀島等では、豊かな自然環境、優れた自然景観を活かして環境に配慮されたエコツアーが盛んに行われ、交流の拠点形成されている。
河川部	水質環境の改善や自然再生などにより多様な河川生態系と河川景観が形成され、多くの市民が川で遊ぶ姿が見られる。健全な水循環を通じて育まれたきれいな川では、シロウオなどの在来魚が見られ、福岡市の食文化の継承を支えている。

3. 福岡市の魅力・個性を伸ばし、成長していくための方向性

福岡市の生物多様性の「健全性の変化の方向」と「変化の状況・要因」に見られる「強み・弱み」により、本市の“成長”に向けた、取り組みの大きな方向性を以下のように整理した。

1 地域の魅力の共有と維持向上

2 生物多様性の恵みを活かした魅力の発信とまちの活性化

3 広域連携による生態系サービスの安定化

4 地域固有の文化の再構築による誇りの醸成

## 《行動計画・推進体制・進行管理》

### 1. 基本的方向

生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用に向けた4つの大きな方向性に合せて、取り組みに関する具体的な方向を示す。

#### 1 地域の魅力の共有と維持向上

- 方向① 住みやすい都市・おもてなし都市としての魅力を支える多様な生態系の重要性を市民自らが知り・守り・創る
- 方向② 「人と自然」・「都市と自然」との関わり方を市民が理解し、経済・社会・環境の調和する生態系に配慮したまちづくりを推進する
- 方向③ 安全で安心なまちを支える多様な生態系の機能の重要性を理解し、諸機能を維持・回復・向上することで成長の阻害要因を最小化する

#### 2 生物多様性の恵みを活かした魅力の発信とまちの活性化

- 方向④ 豊かな食を支える生態系の重要性を理解し、地産地消によるフードマイレージの最小化を図ることで食文化を守り、食のブランド化を推進する
- 方向⑤ 自然資源へのアクセス性を活かし、持続可能な資源の利用による持続可能な交流を実現し、まちを活性化する
- 方向⑥ 都市・産業構造を活かした先進的な生物多様性保全を進め、そのノウハウを内外に発信することで人や知見を集積する
- 方向⑦ 大学・研究機関等と連携し、生態系サービスの安定化・向上技術を内外に発信し、新たな生物多様性産業を創出する

#### 3 広域連携による生態系サービスの安定化

- 方向⑧ 生物多様性保全の取組を通じて、周辺市町村・県・国との**連携の必要性を理解し**、強化するとともに、アジア・太平洋地域との協力関係を構築する
- 方向⑨ 世界に開かれる日本の玄関口として、生態系と市民の安全を国や県との連携・協力によって守る
- 方向⑩ 流域圏や周辺の市町村との連携によるバランスの取れた水・土・栄養塩などの**循環回復の重要性を理解し**、成長基盤を将来にわたって安定させる
- 方向⑪ **都市生活が都市周辺の生態系に支えられていることを理解し**、一次産業の保全・活性化と資源供給地域における生態系保全への積極的働きかけによる資源の安定的な供給を永続的に確保する

#### 4 地域固有の文化の再構築による誇りの醸成

- 方向⑫ 生活の中で維持・継承されている**文化の大切さを理解し**、これを継承・発展させ、新たな魅力として確立し、市民の誇りを醸成する

### 2. 行政の行動計画

生物多様性の保全と生物多様性の恵みの持続可能な利用を将来にわたって実現していくためには、行政をはじめ、市民、NPO、事業者、大学などのさまざまな主体の行動が必要不可欠である。

そのため、主体別に役割と具体的な取り組み例を示す。

なお、取り組みについては、戦略の初動期となる、当面10年間程度の内容を記載する。

#### (1) 役割

戦略の推進、主体間の調整、各種取組の支援など行政の役割を明記

#### (2) 具体的な取り組み（主要事業）

##### 方向①：住みやすい都市・おもてなし都市としての魅力を支える多様な生態系の重要性を市民自らが知り・守り・創る

⇒目標（例）50年後：全ての市民が生物多様性の意義と生物多様性のために必要な行動を理解している  
100年後：全ての市民が生物多様性の保全・再生・創出のために必要な行動を取っている

具体的な取り組み （主要事業）	実施時期※		
	継続	短期	中長期
暮らしを支える生物多様性保全の重要性の、市民・企業・行政内部への普及啓発		◎	
市民・企業・大学と連携した生態系の保全活動促進の支援		◎	
残された生育・生息の基盤となる森林生態系（維持管理された森林など）の保全			◎
復元、絶滅に瀕している生物の生育・生息環境である干潟、砂浜などの保全	◎		
博多湾の水質、底質の改善	◎		

※実施機関 短期：概ね3～5年に実施 中長期：概ね5～10年に実施

#### (3) リーディングプロジェクト（もしくは重点プロジェクト）：効果的な取り組み方法

複数の施策を横断する、もしくは複数の部局が連携する取り組み（主要事業）をリーディングプロジェクトとして位置づけ、具体的な内容と担当部局等を示す。

NO.	PJ名	PJ概要	担当部局	関係主体
1	里海保全再生事業	○生物多様性の保全及び地域活動の促進を目的に、今津干潟をモデル地区として、地域住民、市民団体、大学などと共働で、地域特性に応じた保全再生手法を検討するため、実証実験等を実施する。 ○具体的には、カブトガニ産卵場整備、粗朶柵の設置や干潟耕耘による底質改善などを実施する。	環境局 ほか	地域住民 NPO 農業・漁業者 企業 大学
2	全庁一体普及啓発事業	○行政計画における生物多様性の内部化を検討する。 ○関係部局合同の連絡調整組織の立ち上げを行う。	庁内 全部局	—
3	....	○....	...	...

### 3. 市民・事業者・NPO・大学等の行動指針

「生物多様性の保全」「生物多様性（の恵み[生態系サービス]）の持続可能な利用」の視点から、各主体がとるべき行動の指針を示す。（参考資料：「いま、「わたし」が行動します」／環境にやさしい都市宣言市民協議会）  
九州大学の生物多様性保全の取組、事業者の環境共生への取組事例などもあわせて紹介する。

#### 4. 戦略の推進体制

戦略の推進にあたっては、行政をはじめ、市民、NPO、事業者、大学などのさまざまな主体の参画と協働が必要不可欠であるとともに、国や近隣市町村、さらには周辺諸国との連携も重要になる。

また、本戦略の位置づけが、本市の行政・まちづくりの基本的方向性を示すものであり、庁内の各部局との連携も不可欠である。

そのため、下記のような推進体制の構築に関する内容を示す。

##### (1) 庁内推進体制

- 生物多様性に関わる全ての部署が参画する庁内推進組織の整備
- 次期行動計画の策定、戦略の改定、連携事業等に関わる検討を行う会議の設置
- 庁内における事務局の設置

##### (2) 国、近隣市町村、周辺諸国との連携体制

- 国家戦略との連携、市域を越えた広域的な取り組み、国、近隣市町村、周辺諸国との連携・協力
- 庁内推進組織の事務局による連携に向けた各種調整

##### (3) 市民、NPO、事業者、大学など多様な主体の連携体制

- 多様な主体との連携に必要な情報の共有を行うためのプラットフォーム（ホームページ等）の構築
- 市民、NPO、事業者、大学等の自由な議論の場、情報共有・交換の場、支援窓口の役割を提供

#### 5. 行動計画に関する進行管理の方法

##### (1) 進行管理の考え方

本戦略は、50～100年先を目標としているが、行動計画において定める具体的な取り組みに関しては、概ね10年程度を目安として策定するものとしている。

この10年を基本的なサイクルとして、定期的な進行管理を確実に行うことが重要である。

このため、本戦略ではPDCAサイクルによる進行管理を行い、行動計画の実効性を高めていく。

##### (2) 進行管理の仕組み

###### 1) 行動計画の策定

次期の行動計画の立案や、既に実施している行動計画の見直しを実施

###### 2) 行動計画の実行

多様な主体と連携しながら取り組み（事業）を実行

###### 3) 進捗状況の点検・評価

10年ごとに、行動計画に位置づけた各取り組み（事業）の進捗状況について点検・評価について

###### 4) 行動計画の見直し・改善と新規取り組み（事業）の検討

評価結果を踏まえた行動計画の見直し・改善の検討

新規取り組み（事業）の検討 など